

細田木材工業株式会社は 2015 年に、国際認証団体である  
FSC 《Forest Stewardship Council(森林管理協議会)》

および

PEFC 《Programme for the Endorsement of Forest Certification  
Schemes(森林認証制度の承認のため計画)》

それぞれの、CoC《Chain of Custody(流通過程管理)》認証を取得しています。

PEFC は、SGEC(日本での国際認証制度)との相互承認です。

FSC 認証番号 CU-COC841128

PEFC 認証番号 CU-PEFC841128

## FSC 中核的労働要求事項を含む方針声明

### 1. 児童労働の禁止

当社は、法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

### 2. 強制労働の禁止

当社は、いかなる就業形態においても、不当な労働を強制いたしません。

### 3. 雇用及び職業における差別の撤廃

当社は、基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいなどによる差別、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど、人権を無視する行為は行いません。

### 4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

当社は、労使間で円滑な意思疎通を図り、団体交渉に参加する権利ならびに結社の自由を尊重します。

2022年4月

細田木材工業株式会社

代表取締役社長 奥村永徳